

座間市教育委員会 3月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度版）の策定について

イ 座間市学校運営協議会委員の任命について

ウ 座間市教育委員会職員の人事について

エ 座間市教育委員会職員の人事について

オ 座間市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則

カ 座間市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程

キ 座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

(2) 報告

ア 県費負担教職員の任用について

イ 県費負担教職員の人事について

6 閉 会

座間市教育委員会 3月定例会議事運営要領

日 時	令和5年3月27日（月） 午後2時00分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和5年3月27日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和5年2月8日
会 議 録 署 名 委 員	北村委員 有山委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	15	豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度版）の策定について	教育指導課長
2	16	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長
3	17	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
4	18	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
5	19	座間市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則	教育総務課長
6	20	座間市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程	教育総務課長
7	21	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	学校教育課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	3	県費負担教職員の任用について	学校教育課長
2	4	県費負担教職員の人事について	学校教育課長

経 過 報 告

令和5年3月27日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
2月8日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
2月8日	水	市小学校教育研究会研究発表会	教育長、鈴木委員、北村委員、有山委員
2月9日	木	県・市町村教育委員会教育長会議	教育長
2月10日	金	あすなろ大学展	教育長
2月12日	日	スカイアリーナ座間フェア	教育長
2月13日	月	市長定例記者会見	教育長
2月13日	月	第5回豊かな心を育むひまわりプラン改訂委員会	教育長、教育長職務代理者
2月16日	木	市議会第1回定例会 開会・提案説明	教育長
2月17日	金	市議会第1回定例会 総括質疑	教育長
2月18日	土	市スポーツ少年団本部交流大会	教育長
2月19日	日	市立野台地区女性消防隊発足30周年式典	教育長
2月20日	月	教育委員会臨時会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
2月20日	月	さがみ野フォト写真展	教育長
2月24日	金	市議会第1回定例会 一般質問	教育長
2月26日	日	市青少年芸術祭展示部門「青少年美術展」奨励賞贈呈式	教育長
2月27日	月	市議会第1回定例会 一般質問	教育長
2月28日	火	市議会第1回定例会 一般質問	教育長
3月1日	水	高齢者叙勲伝達式(石村恭子氏)	教育長
3月2日	木	学校訪問C(座間小学校)	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
3月5日	日	市駅伝競走大会	教育長
3月7日	火	定例校長会議	教育長
3月8日	水	中学校卒業式	教育長、鈴木委員、北村委員、有山委員
3月8日	水	企画展「よみがえる縄文時代」	教育長
3月10日	金	大型絵本寄贈式(平塚信用金庫)	教育長
3月13日	月	第13回第五次座間市総合計画策定本部会議	教育長

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
3月15日	水	ランドセルカバー寄贈式(座間ロータリークラブ)	教育長
3月17日	金	小学校卒業式	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員
3月20日	月	市文化協会員のつどい	教育長
3月24日	金	市議会第1回定例会 閉会	教育長
3月24日	金	相模原市立大野南中学校分校卒業式	教育長
3月26日	日	市青少年芸術祭舞踊部門公演	教育長
3月27日	月	市長表敬訪問(鯨坂千聖さん、栗原小学校1年生、全日本少年少女空手道選抜大会優勝等)	教育長

議案第15号

豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度版）の策定について

豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度版）を別添のとおり策定することについて議決を求める。

令和5年3月27日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度版）を策定するため提案するものである。

座間市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則

座間市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月27日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

座間市個人情報保護条例施行規則が廃止され、座間市個人情報保護に関する法律等施行規則が制定されたことに伴い提案するものである。

座間市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則

座間市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び座間市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年座間市条例第16号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除き、座間市個人情報保護に関する法律等施行規則（令和5年座間市規則第16号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（座間市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止）

- 2 座間市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成11年座間市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

議案第20号

座間市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会職員倫理規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月27日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市職員倫理規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

座間市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会職員倫理規程（平成13年座間市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「室長及び部長並びに」を「部長及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会職員倫理規程新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第2条 職員の倫理の保持等については、座間市職員倫理規程（平成13年座間市訓令第3号）の規定を準用する。この場合において、同訓令第3条第1項中「座間市職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市規則第22号）第3条第1項に規定する室長及び部長並びに会計管理者」とあるのは、「座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）第3条第1項に規定する部長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第2条 職員の倫理の保持等については、座間市職員倫理規程（平成13年座間市訓令第3号）の規定を準用する。この場合において、同訓令第3条第1項中「座間市職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市規則第22号）第3条第1項に規定する部長及び会計管理者」とあるのは、「座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）第3条第1項に規定する部長」と読み替えるものとする。</p>

議案第 21 号

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 27 日 提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

就学援助申請書兼委任状の提出期間を定めるとともに、対象経費の受領及び返納の権限等を改正いたしたく提案するものである。

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱（平成27年座間市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項に規定する」を「第1項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 申請書は、座間市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年座間市教育委員会規則第10号）第3条第3号に規定する学年始休業の末日の翌日から翌年の2月末日までの間に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

(1) 要保護者から準要保護者へ変更になった者

(2) 前住所地で要保護者又は準要保護者として学校教育法第19条に基づく援助を受けていた者で、新たに座間市内に住所を有することとなったもの

第7条中「権限を」の次に「学校給食費に係る当該権限にあつては市長に、それ以外の当該権限にあつては」を加える。

第8条第1項中「翌月」を「初日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、準要保護者のうち、第5条第2項第1号に該当するものの就学援助の期間は第9条第1項に規定する廃止日から当該年度の末日までとし、第5条第2項第2号に該当するものの就学援助の期間は転入学した日から当該年度の末日までとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

座間市就学援助要綱新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 教育長は、申請者が前項に規定する申請を行った際の不備について、教育長が確認等に努めたにもかかわらず、教育長の規定する日までの間に補正が行われなかった場合は、申請者が就学援助を受けることを辞退したとみなすものとする。</p>	<p>(申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>申請書は、座間市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年座間市教育委員会規則第10号）第3条第3号に規定する学年始休業の末日の翌日から翌年の2月末日までの間に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>要保護者から準要保護者へ変更になった者</u></p> <p>(2) <u>前住所地で要保護者又は準要保護者として学校教育法第19条に基づく援助を受けていた者で、新たに座間市内に住所を有することとなったもの</u></p> <p>3 教育長は、申請者が第1項の申請を行った際の不備について、教育長が確認等に努めたにもかかわらず、教育長の規定する日までの間に補正が行われなかった場合は、申請者が就学援助を受けることを辞退したとみなすものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により就学援助の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、申請書に記載した委任状をもって就学援助対象経費の受領及び返納の権限を学校長に委任するものとする。ただし、入学準備金については、これに該当しない。</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により就学援助の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、申請書に記載した委任状をもって就学援助対象経費の受領及び返納の権限を<u>学校給食費に係る当該権限</u>にあっては市長に、<u>それ以外の当該権限</u>にあっては学校長に委任するものとする。ただし、入学準備金については、これに該当しない。</p>

現行	改正案
<p>(就学援助の期間)</p> <p>第8条 準要保護者の就学援助の期間は、第5条の規定により申請した日の属する月の<u>翌月</u>（教育長が定める日までに申請した場合は、当該年度の4月1日）から当該年度の末日までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(就学援助の期間)</p> <p>第8条 準要保護者の就学援助の期間は、第5条の規定により申請した日の属する月の<u>初日</u>（教育長が定める日までに申請した場合は、当該年度の4月1日）から当該年度の末日までとする。<u>ただし、準要保護者のうち、第5条第2項第1号に該当するものの就学援助の期間は第9条第1項に規定する廃止日から当該年度の末日までとし、第5条第2項第2号に該当するものの就学援助の期間は転入学した日から当該年度の末日までとする。</u></p> <p>2 (略)</p>